

平成 27 年 11 月 1 日

「美の里づくりコンクール」実施要領

一般財団法人農村開発企画委員会

第 1 コンクールの趣旨

良好な農村景観は、持続的な農業生産活動はもとより、地域住民等が参加した個性あるむらづくり（美の里づくり）の結果として形成される。このため、良好な農村景観を保全・形成するような、地域の自主的取組による「美の里づくり」の優れた活動事例を表彰するとともに、あわせてこれら優良事例の普及を図ることにより、国民の共有財産である農山漁村の美しい景観の形成の推進及び都市と農山漁村の共生・対流の促進に資することとする。

第 2 実施主体

本事業は、一般財団法人農村開発企画委員会（以下、「本財団」という）の主催により実施する。事務局を本財団に置く。

第 3 コンクールの実施

1 選定対象

選定対象は、原則として集落の区域から市町村の区域に至るまでの区域（ただし、区域の全域が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化区域及び同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域である場合を除く。）において、むらづくり活動の主体となっている集団又は組織とする。

2 優良事例の応募及び表彰事例の選定

（1）応募方法

応募者は、別に定める応募調書に所定の事項を記入し、応募期間中に本財団宛てに提出することとする（郵送、電子メールによる応募も可）。

（2）美の里づくり審査会による審査

ア 美の里づくり審査会は、良好な農村景観の保全・形成に関し学識経験のある 7 名以内の委員及び本財団理事長をもって構成する。

イ 美の里づくり審査会委員の委嘱は、本財団理事長が行うものとする。

ウ 事務局は、提出された事例を整理し、美の里づくり審査会に提出する。

エ 美の里づくり審査会は、事務局より提出された事例について、（3）の審査基準

に基づき、書類審査を行うとともに、必要に応じて現地調査その他の確認調査を行い、表彰候補事例を選定する。

(3) 審査基準

審査に当たっては、良好な農山漁村の景観の保全・形成をするような「美の里づくり」について、自主的かつ積極的に取り組む集団又は組織を対象として、次の基準に照らし、農山漁村の振興の先進的な事例としてふさわしく、かつ、都市と農山漁村の共生・対流を促進する事例を選定する。

ア 美の里づくりを通じた美しい農山漁村の景観の総合的な保全・形成への寄与
地域住民等が参加した個性あるむらづくりを通じて、農林漁業の振興、生活環境の保全、都市住民との交流、伝統文化の継承、地域経済の活性化など、地域に根ざしたむらづくりを展開し、地域の美しい景観の総合的な保全・形成に貢献していること。

イ 多様な主体の参画による美の里づくり

農林漁業者と地域住民、NPOなど多様な主体が参画し、むらづくりについての合意形成を図るなど、その活動に一体性・継続性が認められること。

ウ 地域資源を活かした美の里づくり

農地、水、里山、農業用施設、伝統的歴史的施設などの地域資源を活用し、新しい視点や斬新なアイデアなどによるむらづくりに取り組み、自然環境・生活環境・伝統文化と調和した良好な景観を保全・形成し、又醸し出していること。

エ 美の里づくりを通じて「得たもの」

農山漁村ならではの地域資源や景観等を活用し、都市住民等と活発な交流を行うなど、むらづくりの取り組みを通じて地域の人々が「得たもの」が明確になっていること。

(4) 表彰

ア 表彰は、美の里づくり審査会において選定された表彰候補事例を対象として行うものとする。

イ 表彰事例は6件とし、その内訳は次の通りとする。

農林水産大臣賞・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

農村振興局長賞・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件

美の里づくり審査会特別賞・・・・・・・・・・・・3件

ウ 表彰事例は、原則として受賞後3年を経過しない間は、表彰の対象としないこととする。

3 表彰事例の普及

農山漁村の振興に資するため、本財団は表彰事例について広く普及に努めるものとする。

第4 その他

その他、本コンクールの実施に関して必要な事項は、別に本財団理事長が定めるものとする。